

基本目標II

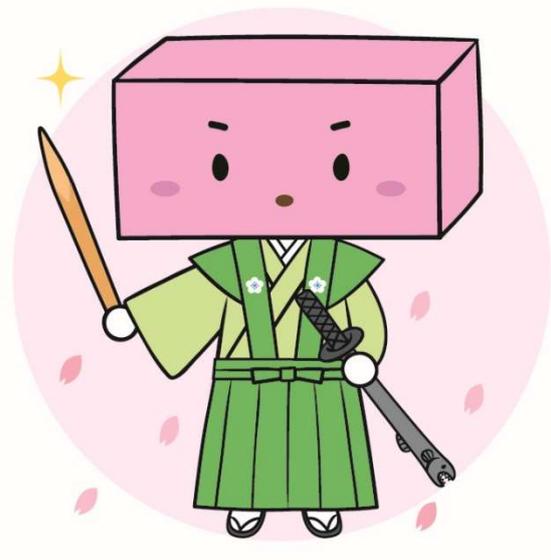
男女が共に参画する社会づくり

【基本的な考え方】

男女共同参画社会の実現に向けて、市民の誰もが共通の理解と認識を深め、円滑なコミュニケーションを図れるように、市民主体の取組に対する支援を行い、家庭や地域活動の場、事業所、CSO 活動の場などにおける男女共同参画の促進を図ります。また、市の政策や方針決定過程への女性の参画推進などの取組を積極的に行い、あらゆる分野における女性リーダーの育成や登用をさらに推進し、男女が共に参画する社会づくりを進めます。

【成果目標】

指 標	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
「一日(平日)の家事」について「全くしていない」と答えた市民(男性)の割合☆	17.3%	13.0%
審議会等委員の女性の参画率	31.9% (R3.3.31)	36.0%



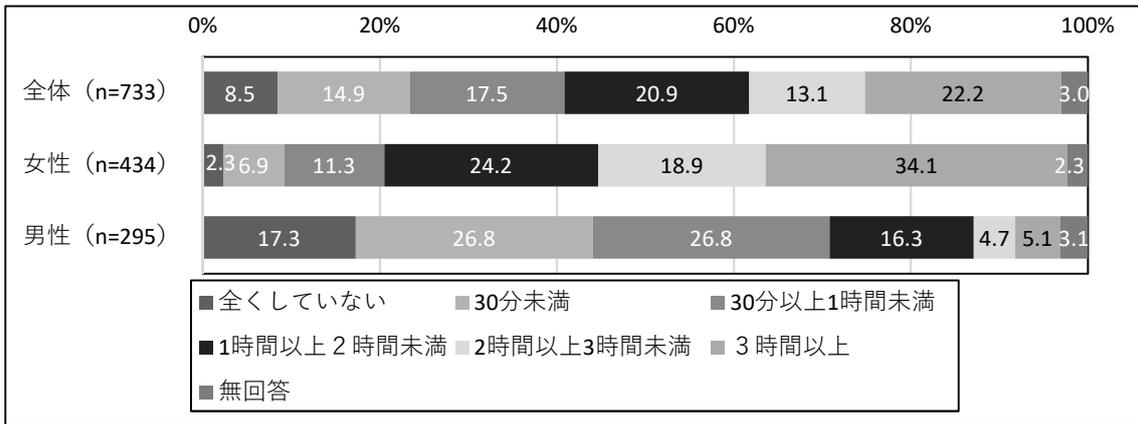
【男女共同参画意識調査結果】

(1)家事時間について

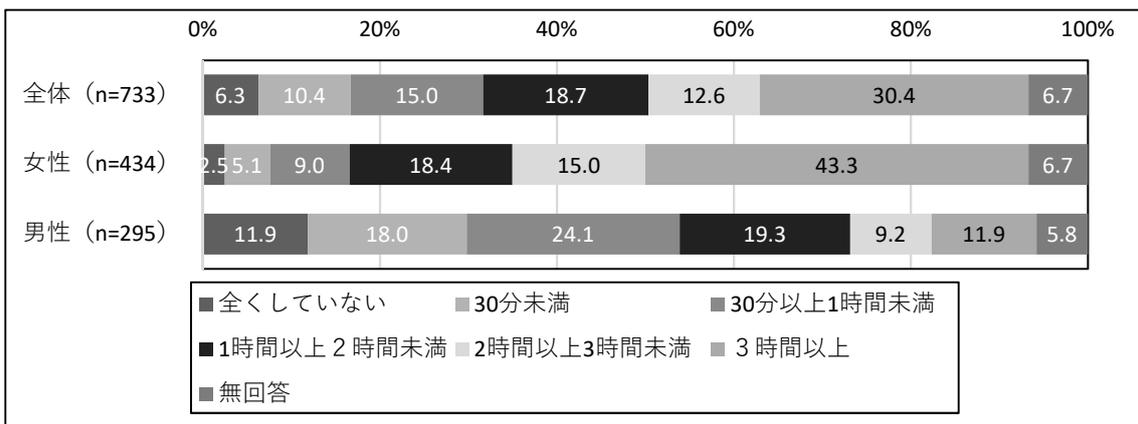
平日1日の平均家事時間については、男性は「全くしていない」と答えている割合は17.3%で、女性は「3時間以上」と答えている割合が34.1%となっており、家事においては女性の負担が大きいことが分かります。

また、休日の家事時間でも、女性の家事の負担割合が大きくなっていますが、女性、男性ともに平日より休日の方が家事時間が長くなっています。

○市民(平日)

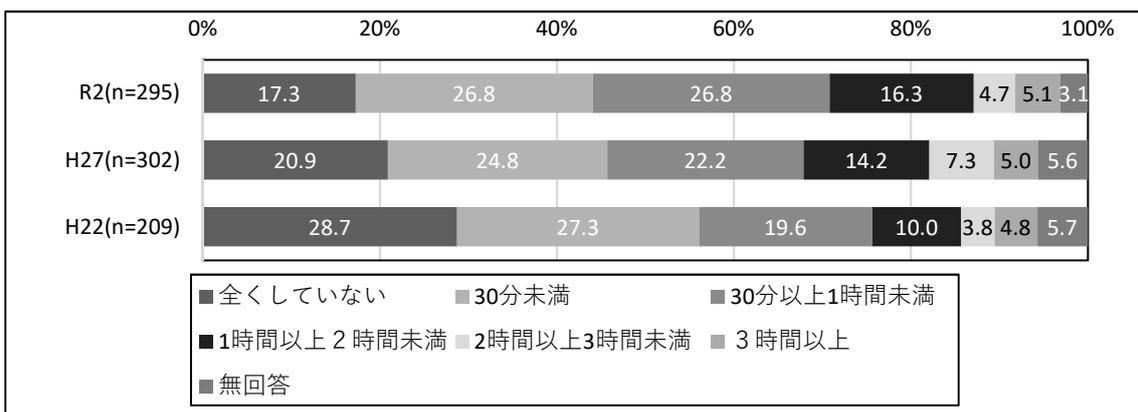


○市民(休日)



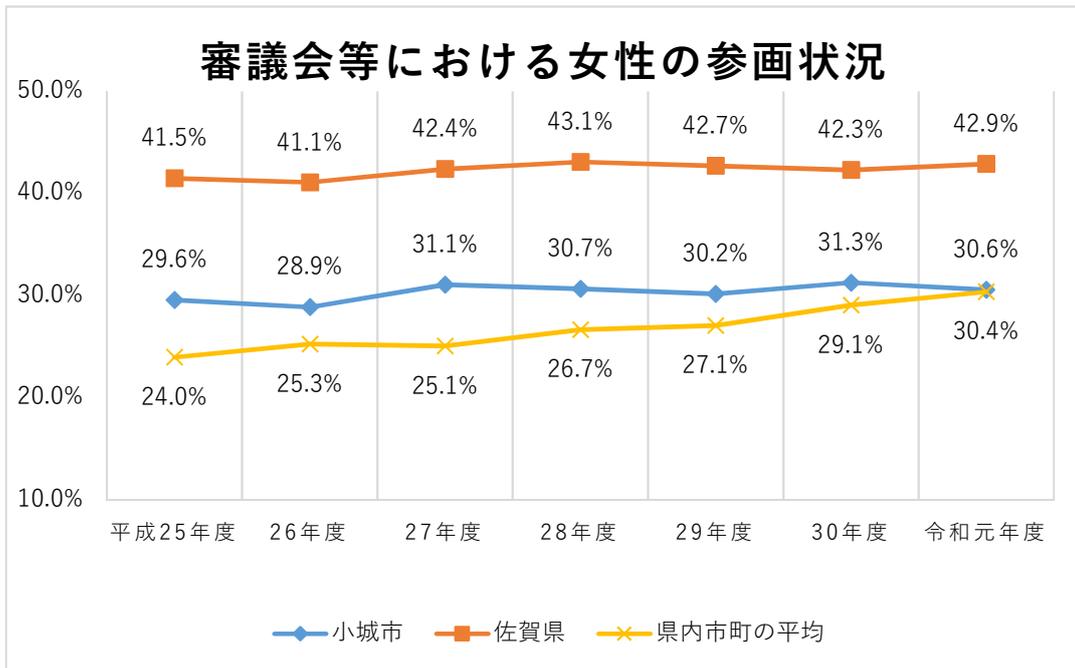
過去の調査との比較では、平日1日の家事時間について、「全くしていない」と答えた男性の割合が減少し、家事時間が少しずつ長くなっています。

○過去調査比較(市民-平日-男性)



【審議会等における女性の参画状況の推移】

小城市の審議会等における女性の参画状況については、平成25年以降30%前後で推移しており、令和2年度は31.9%と少しずつ高くなってきています。



資料:小城市「小城市企画政策課調べ」(各3月31日現在)

佐賀県「佐賀県男女共同参画・女性の活躍推進課調べ」(各3月31日現在)

県内市町の平均「佐賀県男女共同参画・女性の活躍推進課調べ」(各3月31日現在)



施策の方向(3) 家庭や地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった男女の役割に対する固定的な考え方は、少しずつ解消されてきているものの、現在でも根強く残っています。

男女を問わず、家族全員で家事・育児・介護などを分担することは、男女平等意識を育てるうえで大変重要なことであり、ジェンダーにとらわれない考え方を浸透させていくことにつながります。

今後、少子・高齢化社会が進展していく中で、子育て支援制度、介護保険サービス制度に加えて、家庭内だけでなく地域で男女を問わず子育てや高齢者を支援していくという考え方が必要になってきています。

また、地域での生活・活動においては、男性より活躍する女性が多いにもかかわらず、組織の代表者などは男性がほとんどを占めているような場合もあり、活動方針決定の場へ女性の参画を妨げる要因となっています。

家庭や地域活動において男女共同参画を進めるためには、家事・育児・介護などの負担や社会通念、しきたり・慣行などにおける固定的性別役割分担意識を是正することで、男女が対等な構成員として様々な場で活躍できるよう、市民意識の醸成を図ることが必要です。

【施策の取組】

家庭や地域における男女の不平等感を解消し、対等なパートナー・構成員として、家庭・地域活動に参加しようという意識をお互いにもてるよう、学習の機会と情報の提供を充実させ、男女共同参画の意識の浸透に努めます。

男女がともに家事・育児・介護等を担う大切さに気付けるような講座等を開催するとともに、地域での生活・活動において、男女共同参画の視点を取り入れることの必要性に気付くきっかけづくりとなるよう情報の提供を行います。

第3章 プランの内容(基本目標II)

【事業・担当課】

No.	事業	担当課
10	夫婦の家事・育児協力について考えるきっかけとなるよう、パパ・ママ教室を実施する。	健康増進課
11	父親の育児参加を促進するため、父子手帳の配布や、休日(土日等)に親子教室等を開催し、意識啓発を行う。☆ 【数値目標】地域子育て支援拠点事業の休日開催回数★ (R2)- ⇒(R8)24回	社会福祉課 健康増進課
12	男女がともに自治会活動・コミュニティ活動へ参画することを促進するための意識啓発を行う。 【数値目標】市内行政区における女性区長の割合☆ (R2)1.1%⇒(R8)3.0%	企画政策課 総務課
13	男女を問わず、互助として地域住民による高齢者の生活支援の体制づくりを進める。	高齢障がい支援課
14	市民活動団体に対し、男女共同参画の啓発を行う。★ 【数値目標】市民活動団体の代表者に占める女性の割合★ (R2)47.8%⇒(R8)50.0%	企画政策課
15	地域における農業の意思決定過程への女性の参画を促進する。★ 【数値目標】農業委員に占める女性の割合★ (R2)14.3%⇒(R8)30.0%	農業委員会
16	県が主催する農業セミナー等に参加を促して、女性の参画を促進する。★ 【数値目標】認定農業者に占める女性の数★ (R2)19人⇒(R8)21人	農林水産課

施策の方向(4) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

【現状と課題】

市の政策・方針を決定する場である審議会等における女性の参画率は、30%前半で横ばいの状態が続いています。

女性委員が登用されていない審議会等や、女性の参画率が低い審議会等もみられることから、女性委員が登用されていない審議会等の解消と女性の参画率向上に向けた更なる取組が必要です。

【施策の取組】

政策・方針決定過程へ男女が共に参画し、それぞれの意見が対等に反映されるよう、市の審議会等委員への積極的な女性登用を推進するとともに、女性の参画機会の拡大に向けて、女性人材の育成や意識の啓発などに努めます。

【事業・担当課】

No.	事業	担当課
17	あらゆる分野で女性の意見が反映されるよう女性リーダーの人材発掘と育成を行う。☆ 【数値目標】女性人材バンクの登録者数 (R2)2人⇒(R8)8人	企画政策課
18	審議会等の政策・方針決定過程への女性の登用を推進する。 【数値目標】女性委員のいない審議会等の数 (R2)7⇒(R8)4	企画政策課 関係各課